

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 消費税総額表示に伴う端数処理

**Q** : 当社では、消費税額の計算にあたり、消費税法施行規則22条の規定の適用を受け、1円未満の端数処理後の金額を合計して算出しています。平成16年4月から消費税の総額表示が義務付けられますが、引き続きこの規定の適用を受けるために注意すべきことはありますか？

**A** : レシート上に記載する価格を本体価格と消費税額等に区分すれば、現行通り22条の適用を受けることができます。

### 【解説】

消費税法では、同法施行規則22条において、本体価格とこれに課されるべき消費税額等に区分して領収している場合に、その消費税額等に相当する額の1円未満の端数処理しているときは、その端数処理後の消費税額等を積み上げ計算したものを、納付消費税額とすることができるものとされています。この規定を適用すると、原則的な方法で計算するよりも、端数処理分だけ納付税額が少なくなり、納税者にとって有利となります。

この規定の適用を受けるためには、代金の決済にあたって、本体価格と1円未満の端数処理した後の消費税額等を領収書等で区分明示していることが必要です。

今回の総額表示の義務付けで、たとえば、一律「1050円」と合計額のみ記載する方法に変更してしまうと、22条が適用されなくなりますので、「1050円(本体価格1000円、消費税額50円)」のように区分表示するなどの注意が必要になります。

